

令和8年2月25日

会員様各位

株式会社 ジップ大阪会場

年度末の書類有効期限と自動車税のご案内

拝啓 貴行ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、年度末の書類と自動車税のお取り扱いについて下記の通り運用させていただきますのでご案内申し上げます。何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

3月開催分の書類有効期限について

3月開催分につきましては、通常通り4月末迄の有効期限を必要とします。3月第1・2週オークション開催日（3月6日・13日）分は出品票に記載がある場合に限り3月末日迄の書類有効期限でも有効とします。但し、3月13成約分の書類提出期限は3月17日です。

ナンバーつき車輛の自動車税について（軽自動車は除く）

3月開催分は、落札店より令和7年度分の自動車税年額をお預かりさせていただきます。3月中に移転登録又は抹消登録を完了された場合は全額返金致します。

尚、名変コピーは4月5日迄に必ず事務局に提出してください。4月以降の抹消登録は振り分けて精算致します。

	3月中名変	4月中名変
出品店戻し	無し	全額
落札店戻し	全額	無し

以上